



発行 東京都

目次

100

規程(交)

- 東京都電車、乗合自動車、地下高速電車及び日暮里・舎人ライナーと東日本旅客鉄道株式会社鉄道線等との連絡運輸に関する規程の一部を改正する規程……………一
- 東京都電車条例施行規程の一部を改正する規程……………一
- 東京都地下高速電車ICカード乗車券取扱規程の一部を改正する規程……………三
- 東京都日暮里・舎人ライナー条例施行規程の一部を改正する規程……………五
- 東京都日暮里・舎人ライナーICカード乗車券取扱規程の一部を改正する規程……………七

規程(交)

●交通局規程第二十三号

東京都電車、乗合自動車、地下高速電車及び日暮里・舎人ライナーと東日本旅客鉄道株式会社鉄道線等との連絡運輸に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和元年九月二十四日

東京都交通局長 土 湖 裕

東京都電車、乗合自動車、地下高速電車及び

日暮里・舎人ライナーと東日本旅客鉄道株式会社鉄道線等との連絡運輸に関する規程の一部を改正する規程

東京都電車、乗合自動車、地下高速電車及び日暮里・舎人ライナーと東日本旅客鉄道株式会社鉄道線等との連絡運輸に関する規程(昭和六十三年交通局規程第八号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項の表東京フリーきつぷの項中「千五百九十円」を「千六百元」に改め、同条第二項中「二百七十円」を「二百六十円」に改める。

附則

1 この規程は、令和元年十月一日から施行する。

2 この規程の施行前に発売した東京フリーきつぷで、この規程の施行の際に効力を有するものは、この規程による改正前の東京都電車、乗合自動車、地下高速電車及び日暮里・舎人ライナーと東日本旅客鉄道株式会社鉄道線等との連絡運輸に関する規程第三条第一項の表に規定する有効日に限り、なお使用することができる。ただし、東京都電車、乗合自動車、地下高速電車及び日暮里・舎人ライナーと東日本旅客鉄道株式会社鉄道線等との連絡運輸に関する規程第四条の二第一項の規定に基づき旅客が有効日を指定した一日に変更した場合は、当該指定した日に限り、なお使用することができる。

●交通局規程第二十四号

東京都電車条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和元年九月二十四日

東京都交通局長 土 湖 裕

東京都電車条例施行規程の一部を改正する規程

東京都電車条例施行規程(昭和三十九年交通局規程第三十七号)の一部を次のように改正する。

第七条第二項の表中「百六十五円」を「百六十八円」に、「八十二円」を「八十四円」に改める。

第七条の二の表を次のように改める。

種別	通勤		運賃
	一箇月	三箇月	
通学	大人	六箇月	七千四百六十円
	小学生	三箇月	四千二百八十円
小児	六箇月	三箇月	二千二百八十円
	三箇月	一箇月	一千六百九十円
中学生	六箇月	三箇月	五千四百三十円
	三箇月	一箇月	三千二百二十円
大人	六箇月	三箇月	一万五千四百八十円
	三箇月	一箇月	一万二千二百二十円
小学生	六箇月	三箇月	八千四百五十円
	三箇月	一箇月	二千九百七十円
大人	六箇月	三箇月	一万八千四百八十円
	三箇月	一箇月	一万二千六百円
小学生	六箇月	三箇月	一万六千九百二十円
	三箇月	一箇月	一万一千五百四十円

第七条の三の表を次のように改める。

												通学			通勤			種別	運賃	小定学												
小定学 児童額期			中定学 学生額期			大定学 人額期			小児			中学生			大人					児童額期												
三学期	二学期	一学期	三学期	二学期	一学期	三学期	二学期	一学期	六箇月	三箇月	一箇月	六箇月	三箇月	一箇月	六箇月	三箇月	一箇月	定期	六箇月	三箇月	一箇月	三学期	二学期	一学期								
三千百五十円			四千六百二十円			五千七百七十円			八千四百六十円			九千二百四十円			六千三百百円			五千円			二万百四十円			一万六百三十円			三千七百三十円			九千二百四十円		

表

第十三条第一号口の様式表を次のように改める。

No

通勤定期乗車券

日まで

①

7,460円

東京都交通局

様 歳

年 月 日から
年 月 日発行

第十条第二項の表中「八十二円」を「八十四円」に、「四十一円」を「四十二円」に改める。
第十三条第一号イの様式表を次のように改める。

表

第十三条第一号ハの様式表を次のように改める。

No

通勤定期乗車券

日まで

③

21,260円

東京都交通局

様 歳

年 月 日から
年 月 日発行

表

通勤定期乗車券

No

日まで

様 歳

年 月 日から
年 月 日発行

⑥ 40,280円

東京都交通局

附 則

- 1 この規程は、令和元年十月一日から施行する。
- 2 この規程の施行前に発売した定期乗車券で、この規程の施行の際現に効力を有するものは、その通用期間中なお引き続き使用することができる。
- 3 この規程の施行の際、この規程による改正前の東京都電車条例施行規程第十三条の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

●交通局規程第二十五号

東京都地下高速電車ICカード乗車券取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和元年九月二十四日

東京都交通局長 土 淵 裕

東京都地下高速電車ICカード乗車券取扱規程

程の一部を改正する規程

東京都地下高速電車ICカード乗車券取扱規程（平成十九年交通局規程第八号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「百七十四円」を「百七十八円」に、「二百十六円」を「二百二十円」に、「二百六十七円」を「二百七十二円」に、「三百十九円」を「三百二十五円」に、「三百七十円」を「三百七十七円」に、「四百二十二円」を「四百三十円」に改め、同条第三項中「百六十五円」を「百六十八円」に改める。

別表二を次のように改める。

キロ程 一キロメートル	種別	通				勤				学			
		一 箇 月	三 箇 月	六 箇 月	一 箇 月	一 箇 月	三 箇 月	六 箇 月	一 箇 月	三 箇 月	六 箇 月		
十		一三、八五〇	三九、四八〇	七四、七九〇	六、三七〇	一八、一六〇	三四、四〇〇						
九		一三、四四〇	三八、三二〇	七二、五八〇	六、一八〇	一七、六二〇	三三、三八〇						
八		一三、〇四〇	三七、一七〇	七〇、四二〇	五、九九〇	一七、〇八〇	三二、三五〇						
七		一二、六三〇	三六、〇〇〇	六八、二二〇	五、八一〇	一六、五六〇	三一、三八〇						
六		一一、八〇〇	三三、六三〇	六三、七二〇	五、四二〇	一五、四五〇	二九、二七〇						
五		一〇、九九〇	三一、三三〇	五九、三五〇	五、〇六〇	一四、四三〇	二七、三三〇						
四		一〇、一九〇	二九、〇五〇	五五、〇三〇	四、六九〇	一三、三七〇	二五、三三〇						
三		八、九六〇	二五、五四〇	四八、三九〇	四、一二〇	一一、七五〇	二二、二五〇						
二		七、七三〇	二二、〇四〇	四一、七五〇	三、五六〇	一〇、一五〇	一九、一三〇						
一	一キロメートル	六、五一〇円	一八、五六〇円	三五、一六〇円	二、九八〇円	八、五〇〇円	一六、一〇〇円						

附則
この規程は、令和元年十月一日から施行する。
●交通局規程第二十六号
東京都日暮里・舎人ライナー条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和元年九月二十四日
東京都交通局長 土 渕 裕
東京都日暮里・舎人ライナー条例施行規程の一部を改正する規程
東京都日暮里・舎人ライナー条例施行規程（平成二十年交通局規程第三十一号）の一部を次のように改正する。

第五十一条第一項中「二百三十円」を「二百四十円」に、「二百八十円」を「二百九十円」に、「三百三十円」を「三百四十円」に改める。
第五十二条の表を次のように改める。

附則
この規程は、令和元年十月一日から施行する。

発行
東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一号
電話 〇三(五三二二)一一一一(代)
郵便番号 163-8001
定価

本号
一箇月 三〇円
六、六〇〇円
(郵送料を含む。)

印刷所
勝美印刷株式会社
東京都文京区白山二丁目十三番七号
電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)
郵便番号 113-0001

